

宅老所・全国シンポジウム《仙台青年文化センター》

12 月 13 日開催されました！！

13 日、仙台市青年文化センターにおいて〈宅老所を全国に広める会 全国研修会 in 仙台〉が開催された。主催者挨拶に続いて、基調講演「尊厳ある生き方～宅老所の役割」として堀田力さわやか福祉財団理事長の講演があり、つぎにパネル討議として、私がコーディネーターを行い、土生英二（厚生労働省老健局振興課長）、浅川澄一（日経新聞編集委員）、西田京子（宅老所を全国に広める会座長、たすけあい佐賀代表）、近藤明美（みやぎ宅老連副会長、おひさまくらぶ代表）のシンポジウムを行った。

この日は、出席予定だった仙台市が「有料老人ホーム申請をしないものがパネラーにいる」という理由で出席を拒否するなどという子どもじみた態度をとった。ところが、会場は 600 人に及ぶ超満員となり、熱気あふれるものとなり、全体の流れとしては仙台市の欠席という態度の問題点が浮上することとなった。

この問題は、老人福祉法が改正され、10 人以下の入居者の場合には有料老人ホーム対象から除外されていたが、1 人でも有料老人ホーム対象とされることになった。ことに「たまゆら」の火事以来、この届け出に異常なほどの力点を入れている。

宅老所の基本は、介護保険上のデイサービスを実施している同じ建物に「お泊り」ができることに特徴がある。お泊りは、介護保険内のサービスではなく、助けあいサービスとして実施される。さまざまな事情で、お泊りが必要な人が増えている。だから近所にある宅老所へ行き必要なときにお泊りサービスを行うことによって、人間らしい生活を応援しているわけだ。

もともと介護保険法だけでは、尊厳ある老後を送れるわけではない。インフォーマルな支援が必要なのだ。宅老所のお泊りは、人々が必要性を感じ「自主的な社会福祉」として作り出したものだ。このようなサービスを法制度の改定の <http://blog.canpan.info/tanaka-naoki/> 中で踏み潰してしまうようなことがあってはならない。（田中尚輝ブログより）